○財務省第五十三号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに同令第三条第四項及び第五項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての国家公務員共済組合法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての国家公務員共済組合法施行規則の臨時特例に関する省令

（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額の特例）

第一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づく共済組合の組合員及びその被扶養者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額については、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第九十九条の二第一項の規定により算定した額が、同項中「同項各号に規定する組合員が療養を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）における当該」とあるのは、「平成二十一年における同項各号に規定する」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

（特例政令第三条第四項の介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（以下「特例政令」という。）第三条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項及び第五条第二項（特例政令の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項（特例政令第六条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者であつて、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者と同一の世帯に属するもの	

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六十の五第一項（特例政令第四条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である次の各号に掲げる者	
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の三第一項及び第二項（特例政令第一条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者であつた者	
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項（特例政令第一条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象健保被保険者と同一の世帯に属するもの	
船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二十二条第一項及び第二条第二項（特例政令第二条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者を除く。以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者であつて、基準日において当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者と同一の世帯に属するもの	
国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項及び第三項（特例政令第七条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者（以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国保被保険者の被扶養者であつて、基準日において当該口蹄疫特例措置対象国保被保険者と同一の世帯に属するもの	国民健康保険の世帯主等と
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者（第七条第三項及び第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者を除く。以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国保被保険者の被扶養者であつて、基準日において当該口蹄疫特例措置対象国保被保険者と同一の世帯に属するもの	次条第一項
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について特例政令第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者を除く。以下この項において「基準日」という。）であつた者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者の被扶養者であつて、基準日において当該口蹄疫特例措置対象船保被保険者と同一の世帯に属するもの	特例政令第一条第九項